

○国土交通省告示第五十七号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第一百二十九条の十二第一項第一号及び第五号並びに第五項並びに建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第六条第二項、第六条の二第一項、第六条の二の二第二項及び第六条の二の三第一項の規定に基づき、通常の使用状態において人又は物が挟まれ、又は障害物に衝突することがないようにしてエスカレーターの構造及びエスカレーターの勾配に応じた階段の定格速度を定める件等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和六年一月三十一日

国土交通大臣 斎藤 鉄夫

（通常の使用状態において人又は物が挟まれ、又は障害物に衝突することがないようにしてエスカレーターの構造及びエスカレーターの勾配に応じた階段の定格速度を定める件の一部改正）

第一条 通常の使用状態において人又は物が挟まれ、又は障害物に衝突することがないようにしてエスカレーターの構造及びエスカレーターの勾配に応じた階段の定格速度を定める件（平成十二年建設省告示第千四百十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていよいものは、これを加える。

改正後

通常の使用状態において人又は物が挟まれ、又は障害物に衝突することがないようとしたエスカレーターの構造及びエスカレーターの勾配に応じた階段の定格速度を定める件
第一 建築基準法施行令（以下「令」という。）第百二十九条の十二第一項第一号に規定する人又は物が挟まれ、又は障害物に衝突することがないようにしたエスカレーターの構造は、次のとおりとする。ただし、車いすに座つたまま車いす使用者を昇降させる場合に二枚以上の階段を同一の面に保ちながら昇降を行うエスカレーターで、当該運転時において、階段の定格速度を三十メートル以下とし、かつ、二枚以上上の階段を同一の面とした部分の先端に車止めを設けたものにあっては、第一号及び第二号の規定は適用しない。

一・二（略）

三 エスカレーターの手すりの上端部（以下「ハンドレール」という。）の外側とこれに近接して交差する建築物の天井、はりその他これらに類する部分又は他のエスカレーターの下面（以下「交差部」という。）の水平距離が五十センチメートル以下の部分にあっては、交差部固定保護板を次のように設けること。

イ 交差部の下面に設けること。

ロ 端は厚さ六ミリメートル以上の角がないものとし、ハンドレールの上面から鉛直に二十センチメートル以下の高さまで届く長さの構造とすること。
ハ 交差部のエスカレーターに面した側と段差が生じないこと。
四 交差部可動警告板を設ける場合にあっては、前号イ及びハの規定によるほか、次のとおりとすること。
イ 端は厚さ三ミリメートル以上の角がないものとし、ハンドレールを乗り越えない構造とすること。
ロ 前縁は直径五十ミリメートル以上の円筒形とすること。

改正前

通常の使用状態において人又は物が挟まれ、又は障害物に衝突することがないようとしたエスカレーターの構造及びエスカレーターの勾配に応じた階段の定格速度を定める件
第一 建築基準法施行令（以下「令」という。）第百二十九条の十二第一項第一号に規定する人又は物が挟まれ、又は障害物に衝突することがないようにしたエスカレーターの構造は、次のとおりとする。ただし、車いすに座つたまま車いす使用者を昇降させる場合に二枚以上の階段を同一の面に保ちながら昇降を行うエスカレーターで、当該運転時において、階段の定格速度を三十メートル以下とし、かつ、二枚以上上の階段を同一の面とした部分の先端に車止めを設けたものにあっては、第一号及び第二号の規定は適用しない。

一・二（略）

三 エスカレーターの手すりの上端部の外側とこれに近接して交差する建築物の天井、はりその他これらに類する部分又は他のエスカレーターの下面（以下「交差部」という。）の水平距離が五十センチメートル以下の部分にあっては、保護板を次のように設けること。

イ 交差部の下面に設けること。

ロ 端は厚さ六ミリメートル以上の角がないものとし、エスカレールの上面から鉛直に二十センチメートル以下の高さまで届く長さの構造とすること。
ハ 交差部のエスカレーターに面した側と段差が生じないこと。
(新設)

五 転落防止柵を設ける場合にあっては、ハンドレールの外側と転落

防止柵とのすき間は、百六十ミリメートル以上で、かつ、二百ミリメートル以下とすること。ただし、周囲の状況により安全上支障がない場合にあっては、この限りでない。

六 誘導柵を設ける場合にあっては、ハンドレールの外側と誘導柵とのすき間は、百六十ミリメートル以上とすること。

七 進入防止用仕切板を設ける場合にあっては、外側板と進入防止用仕切板とのすき間は、百十ミリメートル以下とし、ハンドレールの下面と進入防止用仕切板とのすき間は、二十五ミリメートル以上とすること。

八 登り防止用仕切板を設ける場合にあっては、ハンドレールの下面と登り防止用仕切板とのすき間は、二十五ミリメートル以上とすること。

九 踏段から鉛直距離二千百ミリメートル以内に障害物を設けないと。
第二 令第百二十九条の十二第一項第五号に規定するエスカレーターの勾配に応じた踏段の定格速度は、次の各号に掲げる勾配の区分に応じ当該各号に定める速度とする。
一 勾配が八度以下のもの 五十メートル
二 勾配が八度を超える三十度（踏段が水平でないものにあっては十五度）以下のもの 四十五メートル

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

第二 令第百二十九条の十二第一項第五号に規定するエスカレーターの勾配に応じた踏段の定格速度は、次の各号に掲げる勾配の区分に応じそれぞれ当該各号に定める速度とする。

- 一 勾配が八度以下のもの 五十メートル
- 二 勾配が八度を超える三十度（踏段が水平でないものにあっては十五度）以下のもの 四十五メートル

（エスカレーターの制動装置の構造方法を定める件の一部改正）

第一条 エスカレーターの制動装置の構造方法を定める件（平成十二年建設省告示第千四百二十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後

一 建築基準法施行令第二百二十九条の十二第一項第三号から第五号までの基準に適合するエスカレーターの制動装置であること。

二 次のイからホまで(勾配が十五度以下で、かつ、階段と階段の段差(階段の勾配を十五度以下としたすりつけ部分を除く。以下同じ。)が四ミリメートル以下のエスカレーターにあっては、ニを除く。)に掲げる状態を検知する装置を設けること。

イ～ホ (略)

～ハンドレールが停止した状態

三 前号イからホまでに掲げる状態が検知された場合において、上昇している階段の何も乗せない状態での停止距離を次の式によつて計算した数値以上で、かつ、勾配が十五度を超えるエスカレーター又は階段と階段の段差が四ミリメートルを超えるエスカレーターについては、○・六メートル以下とすること。

$$S = \frac{V^2}{9,000}$$

この式において、S及びVは、それぞれ次の数値を表すものとする。
V S 踏段の停止距離(単位 メートル)
定格速度(単位 每分メートル)

改 正 前

一 建築基準法施行令第二百二十九条の十二第三号から第五号までの基準に適合するエスカレーターの制動装置であること。

二 次のイからホまで(勾配が十五度以下で、かつ、階段と階段の段差(階段の勾配を十五度以下としたすりつけ部分を除く。以下同じ。)が四ミリメートル以下のエスカレーターにあっては、ニを除く。)に掲げる状態を検知する装置を設けること。

イ～ホ (新設)

三 前号イからホまでに掲げる状態が検知された場合において、上昇している階段の何も乗せない状態での停止距離を次の式によつて計算した数値以上で、かつ、勾配が十五度を超えるエスカレーター又は階段と階段の段差が四ミリメートルを超えるエスカレーターについては、○・六メートル以下とすること。

$$S = \frac{V^2}{9,000}$$

この式において、S及びVは、それぞれ次の数値を表すものとする。
V S 踏段の停止距離(単位 メートル)
定格速度(単位 每分メートル)

（昇降機の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件の一部改正）

第三条 昇降機の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件（平成二十年国土交通省告示第二百八十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

別表第五

改正後

部 中 間					(略)	(i) 検査項目
(二) 〔七〕	ハンドレー ル駆動装置					
(略)	(略)	ハンドレー ル駆動装置 の状況 耗の状況 狭圧式のも に限る。	ハンドレー ル駆動装置 摺動部の摩 耗の状況 ～	駆動鎖の給 油の状況	とのかみ合 いの状況	スプロケツ トと駆動鎖 とのかみ合 いの状況
		認する。	目視又は触 診により確 認する。	目視により 確認する。	目視及び聽 診により確 認する。	スプロケツ トと駆動鎖との かみ合いに異 常があること
		あること。 著しい摩耗が あること。	給油が適切で ないこと。	。常 常 が あ る こ と。	スプロケツ トと駆動鎖との かみ合いに異 常があること	(ii) 検査事項
						(iii) 検査方法
						(iv) 判定基準

別表第五

改正前

部 中 間					(略)	(i) 検査項目
(二) 〔七〕	ハンドレー ル駆動装置					
(略)	(略)	ハンドレー ル駆動装置 の状況 耗の状況 狭圧式のも に限る。	ハンドレー ル駆動装置 摺動部の摩 耗の状況 ～	駆動鎖の給 油の状況	とのかみ合 いの状況	スプロケツ トと駆動鎖 とのかみ合 いの状況
		認する。	目視又は触 診により確 認する。	目視により 確認する。	目視及び聽 診により確 認する。	スプロケツ トと駆動鎖との かみ合いに異 常があること
		あること。 著しい摩耗が あること。	給油が適切で ないこと。	。常 常 が あ る こ と。	スプロケツ トと駆動鎖との かみ合いに異 常があること	(ii) 検査事項
						(iii) 検査方法
						(iv) 判定基準

対策 安全		装置 安全	
(二)	(一)	(七)	(一) ～ (六)
、 転落防止柵 、 進入防止 用仕切板及 び誘導柵	(略)	ハンドレー ル停止検出	(略)
ハンドレー ルと誘導柵 とのすき間	ハンドレー ルと転落防 止柵とのす き間	作動の状況	
ハンドレー ルの外縁又 は先端から リメートル 以内の範囲 は先端から ハンドレー ルの外縁又 が百六十ミ リメートル未 満であるこ と。	ハンドレー ルの外縁又 は先端から リメートル 以内の範囲 を目視によ り確認し又 は測定する 。ハンドレー ルと誘導柵 とのすき間 超えているこ と。	ハンドレー ル停止を検 出する信号 を入力し、 作動の状況 を確認する 。°動しないこ と。定に適合 しないこと いこと又は作 動しないこと 第二号への規 定に適合しな いこと	ハンドレー ル停止を検 出する信号 を入力し、 作動の状況 を確認する 。平成十二年建 設省告示第千 四百二十四号

対策 安全		装置 安全	
(二)	(一)	(七)	(一) ～ (六)
、 転落防止柵 、 進入防止 用仕切板及 び誘導柵	(略)	ハンドレー ル停止検出	(略)
ハンドレー ルと誘導柵 とのすき間	ハンドレー ルと転落防 止柵及び誘 導柵とのす き間	作動の状況	
ハンドレー ルの外縁又 は先端から リメートル 以内の範囲 を目視によ り確認し又 は測定する 。ハンドレー ルと誘導柵 とのすき間 超えているこ と。	ハンドレー ルの外縁若 しくは先端 から周囲五 百ミリメー トル以内の 範囲を目視 により確認 し又は測定 する。	ハンドレー ル停止を検 出する信号 を入力し、 作動の状況 を確認する 。°動しないこ と。定に適合 しないこと いこと又は作 動しないこと 第二号への規 定に適合しな いこと	ハンドレー ル停止を検 出する信号 を入力し、 作動の状況 を確認する 。平成十二年建 設省告示第千 四百二十四号

(略)	離 板まで の距 離	ハンドレー ルから仕切 板までの距 離	き 間	外側板と進 入防止用仕 切板とのす き間	ハンドレー ルの外縁又 は先端から 周囲五百ミ リメートル 以内の範囲	ハンドレー ルの外縁又 は先端から 周囲五百ミ リメートル 以内の範囲	外側板と進 入防止用仕 切板とのす き間	
	は距離を測 定する。	り確認し又 を目視によ り確認し又 は距離を測 定する。	は先端から 周囲五百ミ リメートル	ハンドレー ルの外縁又 は先端から 周囲五百ミ リメートル	ハンドレー ルの外縁又 は先端から 周囲五百ミ リメートル	ハンドレー ルの外縁又 は先端から 周囲五百ミ リメートル	ハンドレー ルの外縁又 は先端から 周囲五百ミ リメートル	
° 満 てあること	離 板まで の距 離	ハンドレー ルから仕切 板までの距 離	ハンドレー ルの外縁又 は先端から 周囲五百ミ リメートル	ハンドレー ルの外縁又 は先端から 周囲五百ミ リメートル	ハンドレー ルの外縁又 は先端から 周囲五百ミ リメートル	ハンドレー ルの外縁又 は先端から 周囲五百ミ リメートル	ハンドレー ルの外縁又 は先端から 周囲五百ミ リメートル	° は測定する り確認し又 を目視によ り確認し又 は距離を測 定する。

(略)	離 板まで の距 離	ハンドレー ルから仕切 板までの距 離	ハンドレー ルから仕切 板までの距 離	き間 切板とのす き間	外側板及び 建物壁と進 入防止用仕 切板とのす き間	
。を測定する	。範囲を目視 により確認 し又は距離 を測定する	。百ミリメー トル以内の 範囲を目視 により確認 し又は距離 を測定する	。しくは先端 から周囲五 百ミリメー トルの外縁若 くはハンドレー ル未満である こと又は百五 十ミリメート ルを超えてい ること。	。し又は測定 する。 により確認 範囲を目視 し又は測定 する。	。から周囲五 百ミリメー トル以内の 範囲を目視 により確認 し又は距離 を測定する	。ハンドレー ルの外縁若 しくは先端 から周囲五 百ミリメー トル以内の 範囲を目視 し又は測定 すること。
					。止用仕切板と のすき間が百 ミリメートル を超えている こと。	。外側板又は建 物壁と進入防 止用仕切板と のすき間が百 ミリメートル を超えている こと。

(六)	(五)	(四)	(三)
(略)	交差部可動 警告板	(略)	網 落下物防止
(略)	況 取付けの状	(略)	破損の状況
	置寸法を測定する。認し又は設置する。診により確認する。		ハンドレー ルの外縁又は先端から周囲五百ミリメートル以内の範囲を目視により確認する。
	第一第四号の規定に適合しないこと又は取付けが堅固でないこと。	平成十二年建設省告示第千四百十七号第	ハンドレー ルの外縁ありは先端から周囲五百ミリメートル以内の範囲を目視により確認する。

(六)	(五)	(四)	(三)
(略)	交差部可動 警告板	(略)	網 落下物防止
(略)	況 取付けの状	設置の状況	破損の状況
	認する。診により確認する。	目視により確認し又は測定する。	ハンドレー ルの外縁ありは先端から周囲五百ミリメートル以内の範囲を目視により確認する。
	でないこと。取付けが堅固	前縁の円筒部が直徑五十ミリメートル未満又は円筒部がハンドレー ルを乗り越えること。	ハンドレー ルの外縁ありは先端から周囲五百ミリメートル以内の範囲を目視により確認する。

(略)	(八)	(七)
(略)		登り防止用 仕切板
(略)		設置の状況
		目視により 確認し又は 測定する。
	○満リメートル未 であること	ハンドレール の下面から仕 切板までの距 離が二十五ミ リメートル未 であること

(略)	(八)	(七)
(略)		設置の状況
(略)		目視により 確認し又は 測定する。
	○ハンドレール から仕切板ま での距離が五 ミリメートル未 であること。	ハンドレール の下面から仕 切板までの距 離が二十五ミ リメートル未 であること。

附 則

この告示は令和六年四月一日から施行する。